

畜産経営の安定に関する法律（昭和 36 年法律第 183 号）

（輸入に係る指定乳製品等の機構への売渡し）

第 18 条 指定乳製品等につき関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 67 条の規定による輸入の申告（以下「輸入申告」という。）をする者（その者が当該輸入申告の際その輸入申告に係る指定乳製品等の所有者でない場合にあつては、その所有者）は、その輸入申告に係る指定乳製品等を機構に売り渡さなければならない。ただし、次に掲げる場合及び次項に規定する場合は、この限りでない。

- 一 機構又は機構の委託を受けた輸入業者が指定乳製品等を輸入するとき。
 - 二 指定乳製品の価格の安定に悪影響を及ぼすおそれがないものとして政令で定めるとき。
- 2 政令で定める用途に供されるものとして関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）第 8 条の 5 第 2 項において準用する関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）第 9 条の 2 の規定により割当てを受けて指定乳製品等を輸入する者は、その指定乳製品等が当該政令で定める用途以外の用途に供されることとなつた場合（農林水産省令で定める場合を除く。）にはその指定乳製品等を機構に売り渡し、及びその指定乳製品等が機構に売り渡されることを確保する旨の契約を機構と締結しなければならない。
- 3 第一項の規定による売渡し又は前項の規定による契約の締結は、当該指定乳製品等に係る輸入申告の前に、申込書を機構に提出してしなければならない。
- 4 指定乳製品等についての関税法第 70 条の規定の適用については、前項の規定による申込書の提出があつた場合における当該申込みに対する機構の承諾は、同条第 1 項の許可、承認等とみなす。
- 5 前項の機構の承諾に関し必要な事項は、政令で定める。

（輸入に係る指定乳製品等の買入れの価額）

第 19 条 前条第 1 項の規定による売渡しに係る指定乳製品等についての機構の買入れの価額は、当該指定乳製品等について輸入申告をすべき価額とする。

（輸入に係る指定乳製品等の売戻し）

第 20 条 機構は、第 18 条第 1 項の規定による指定乳製品等の売渡しをした者に対し、その指定乳製品等を売り戻さなければならない。

- 2 機構は、前項の規定による売戻しをするため、第 18 条第 1 項の規定による指定乳製品等の売渡しを受けるに当たつて、当該売渡しをする者がその売渡し

に係る指定乳製品等を買戻さなければならない旨の条件を付することができる。

- 3 機構は、第 18 条第 1 項の規定による指定乳製品等の売渡しを受けるに当たつて、当該売渡しをする者に対し、前項の条件を付するほか、政令で定めるところにより、当該条件による買戻しに係る債務の履行を確保するため必要な範囲内で、保証金、証券その他の担保を提供させることができる。

(輸入に係る指定乳製品等の売戻しの価額)

第 21 条 前条第 1 項の規定による機構の売戻しの価額は、国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する金額に、当該売戻しに係る指定乳製品等の数量を乗じて得た額を、機構の買入れの価額に加えて得た額とする。

- 2 第 18 条第 1 項の規定による売渡しに係る指定乳製品等が当該売渡し前に変質したものである場合には、機構は、農林水産省令で定めるところにより、当該指定乳製品等につき、前項の規定により加算する額を減額することができる。

畜産経営の安定に関する法律施行令（昭和 36 年政令第 387 号）

(独立行政法人農畜産業振興機構への売渡しを要しない場合)

第 10 条 法第 18 条第 1 項第 2 号の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 指定乳製品等（法第 24 条第 1 項に規定する指定乳製品等をいう。以下同じ。）であつて関税定率法第 14 条、第 15 条第 1 項、第 16 条第 1 項若しくは第 19 条の 2 第 1 項又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和 27 年法律第 112 号）第 6 条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和 29 年法律第 149 号）第 4 条において準用する場合を含む。）の規定によりその関税が免除されるものを輸入するとき。
- 二 関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）第 8 条の 5 第 2 項において準用する関税定率法第 9 条の 2 の規定により割当てを受けて指定乳製品等を輸入するとき（法第 18 条第 2 項に規定する場合を除く。）。

(法第 18 条第 2 項の政令で定める用途)

第 11 条 法第 18 条第 2 項の政令で定める用途は、次の表の上欄に掲げる指定

乳製品等について、それぞれ同表の下欄に掲げる用途とする。

全ての指定乳製品等	国際的な規模で開催される見本市（博覧会、共進会その他これに類するものを含む。）における販売
バター及びバターオイル並びに脱脂粉乳	沖縄県の区域内における還元乳の製造 沖縄県の区域内の乳児その他の農林水産大臣が指定する者の飲用に供するための調製粉乳の製造
バター及びバターオイル	本邦と外国との間を往来する航空機内における提供
脱脂粉乳	幼稚園、小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、義務教育学校、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の幼児、児童若しくは生徒、関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）第45条第1項に規定する児童福祉施設若しくは同条第二項に規定する施設の児童又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項、第10項若しくは第12項に規定する事業による保育を受ける児童の給食用 関税暫定措置法施行令第45条第3項に規定する配合飼料の製造
ホエイ及び調製ホエイ	関税暫定措置法施行令第1条に規定する配合飼料の製造
調製ホエイ	乳児その他の農林水産大臣が指定する者の飲用に供するための調製粉乳又は調製液状乳の製造

（独立行政法人農畜産業振興機構の承諾）

第12条 独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、法第18条第3項の規定による申込書の提出を受けたときは、遅滞なく（法第20条第3項の規定により担保を提供させることが必要であると認めてその旨を当該申込書を提出した者に通知した場合には、当該通知に係る担保の提供があつた後遅滞なく）、当該申込みに対し承諾しなければならない。

(担保の提供)

第 13 条 法第 20 条第 3 項 (法第 22 条において準用する場合を含む。) の規定により提供させることができる担保は、次に掲げるものとする。

- 一 金銭
- 二 国債及び地方債
- 三 機構が指定する社債 (特別の法律により法人が発行する債券を含む。)
- 四 機構が確実と認める保証人の保証

2 前項第 2 号及び第 3 号に掲げる担保の価額は、機構の定めるところによる。

畜産経営の安定に関する法律施行規則 (昭和 36 年農林省令第 58 号)

(契約に基づく機構への売渡しを要しない場合)

第 24 条 法第 18 条第 2 項の農林水産省令で定める場合は、指定乳製品等 (法第 17 条第 1 項に規定する指定乳製品等をいう。以下同じ。) であつて法第 18 条第 2 項に規定するものについて、関税暫定措置法 (昭和 35 年法律第 36 号) 第 12 条において準用する関税定率法 (明治 43 年法律第 54 号) 第 20 条の 3 第 1 項の規定により関税の徴収が行われない場合とする。

(加算額の減額)

第 25 条 法第 21 条第 2 項の規定により、同条第 1 項の規定により加算する額 (次項において「加算額」という。) につき減額することができる額は、同条第 1 項の農林水産大臣が定めて告示する金額に変質による価値の減少に基づき当該指定乳製品等の輸入価格 (関税の額に相当する金額を除く。) が低下した割合を乗じて得た額に、当該指定乳製品等の数量を乗じて得た額とする。

2 法第 21 条第 2 項の規定により加算額の減額を受けようとする者は、法第 18 条第 3 項の申込書の提出の際に、変質の原因及び程度並びに減額を受けようとする額及びその計算の基礎を記載した申請書を機構に提出しなければならない。

(契約に基づき売り渡される指定乳製品等の買入れの価額)

第 26 条 法第 18 条第 2 項の規定による契約に基づく売渡しに係る指定乳製品等についての法第 22 条において準用する法第 19 条の規定による機構の買入れの価額は、当該指定乳製品等について輸入申告がされた価額に、消費税及び地方消費税の額に相当する金額を加えて得た額とする。

(準用)

第 27 条 第 25 条の規定は、法第 18 条第 2 項の規定による契約に基づく指定乳製品等の機構への売渡し及びその売戻しについて準用する。この場合において、第 18 条第 1 項中「同条第 1 項」とあるのは「法第 22 条において準用する法第 21 条第 1 項」と、「告示する金額」とあるのは「告示する金額（消費税及び地方消費税の額に相当する金額を除く。）」と、「当該指定乳製品等の数量を乗じて得た額」とあるのは「当該指定乳製品等の数量を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税の額に相当する金額を加えて得た額」と、同条第 2 項中「法第 18 条第 3 項の申込書の提出の際」とあるのは「当該指定乳製品等の売渡しの前」と読み替えるものとする。